

6 離婚慰謝料について

弁護士 草地 邦晴

Q6-1 離婚慰謝料

離婚慰謝料はどのような場合に請求できますか？

A6-1

相手方の有責行為によって、やむを得ず離婚に至った場合、これによって被る精神的苦痛について慰謝料請求が認められます。相手方に有責行為がない場合には慰謝料請求権は認められませんが、双方の合意により離婚に伴う慰謝料の支払を定めることはできます。

解説

離婚慰謝料は、不法行為に基づく損害賠償（民法709条、710条）を根拠として請求が認められる。従って、離婚が成立する場合に当然に慰謝料請求権が認められるわけではなく、離婚の原因となった不貞、暴力等の相手方の行為に違法性が認められ、その結果離婚に至った場合に請求できる。

この離婚慰謝料は、①離婚原因となった行為そのものから生じる精神的苦痛に対するものと、②離婚それ自体による精神的苦痛に対するものに理論上分類することができる¹が、一般的にはこれらを区別することなく、総合的に考慮して慰謝料を定めている²。また、判例は財産分与の中で慰謝料を考慮することを認めているが、この財産分与と慰謝料の関係については、A3-1を参照されたい。

他方、協議離婚、調停離婚など話し合いによる離婚の場合には、一方に経済的な困窮が生じることを避けるため、あるいは離婚を積極的に希望していない者との協議を成立させる等の目的で、慰謝料の支払を合意することは少なくない。

Q6-2 慰謝料の算定基準

慰謝料の金額はどのようにして算定するのですか？

A6-2

婚姻生活の実情、婚姻破綻の実情、離婚に伴う諸事情、請求者側の要因、被請求者側の要因等を総合的に考慮して算定されます。一般的には、破綻の原因となった相手方行為の有責性の程度、婚姻期間の長さ、相手方の資力等が、特に重要な要素とされています。

解説

考慮すべき要素は、具体的には次のようなものが考えられる。

婚姻生活の実情→婚姻に至る経緯、同居期間、生活の状況、子の有無・数・年齢等

婚姻破綻の実情→別居期間、離婚原因、有責行為の内容・態様・経緯等

離婚に伴う事情→財産分与等の離婚給付の内容、親権・監護権の帰属等

当事者の要因→年齢、職業、社会的地位、資産、負債、収入、初婚・再婚の別、有責行為の結果等

大まかな傾向として、①有責性が高いほど高い、②精神的苦痛や肉体的苦痛が激しいほど高い、③婚姻期間が長く年齢が高いほど高い、④未成年子がいる方が高い、⑤有責配偶者に資力があり社会的地位が高いほど高い、⑥無責配偶者の資力がないほど高い、⑦財産分与による経済的充足がある場合に低い、という傾向があるとされる³。

裁判による場合には、当然類似事案の判決例を参考にしていると考えられるが、考慮要素は多岐にわたり、当事者の属性も考慮されるため、事案ごとに重視される要素も異なり、その算定の基準を類型化・明確化することはかなり困難である。裁判により慰謝料額を定める場合には、その性質から離婚の原因となった有責行為の違法性の程度が比較的重視される傾向にあり、調停による場合、調停委員は離婚そのものによる打撃や不利益自体を重視する傾向が見られるとの指摘がある⁴が、実務的な感覚であろう。協議離婚の場合には、離婚自体に対する当事者の認識や心情（離婚原因の明白性、離婚の強い希望、あるいは強い拒絶）自体も、少なからず影響していると考えられる。

Q6-3 慰謝料の相場

離婚慰謝料の金額の相場を教えてください。

A6-3

事案によりケースバイケースですが、裁判例上は100万円～300万円のことが多く、500万円を超えるケースは稀です。協議による離婚の場合は信頼できる統計もなく、著しく低額、あるいは著しく高額なものもあると考えられますが、実態ははっきりしません。

解説

Q6-2に示したとおり、離婚慰謝料の考慮要素は多岐にわたることから、明快な相場を示すことは困難で

ある。そのため、過去の裁判例を横並びに比較したり、給付額の平均値を算出することには、統計分析として余り意味がないとの指摘もあり、また、事案をいくつか仮定して行った裁判官へのアンケート調査においても、事案や裁判官による金額の感覚のブレは大きく(*4)、注意が必要である。

ただ、裁判例についての統計的な資料はいくつか公表されていることから、その中から一定の傾向を見ることは可能である。(以下200万円以下と表示したときは、100万円を越え200万円以下を意味する。その他も100万円刻みで同様とする。)

最近のものでは、⁵において、平成19年度の東京家庭裁判所人事訴訟における損害賠償(離婚に伴う慰謝料がほとんど)の統計を明らかにしており、おそらく最も統計的には信頼ができよう。これによると、総数320件のうち、100万円以下が86件(26.9%)、200万円以下が81件(25.3%)、300万円以下が79件(24.7%)とほぼ同数程度となっており、400万円以下が30件(9.4%)、500万円以下が26件(8.1%)となっている。500万円を越えるものも若干数はあるものの、1000万円を越えた10件は慰謝料以外の損害賠償によるとされていることから、8割近くが300万円以下であり、500万円を越えることは稀なケースと言える。

⁶に掲載された平成元年～19年のインデックスされた判決のうち、慰謝料請求が認容された事案(棄却されたものは除く34件)の平均金額は約344万円であったが、かなりの高額事例が含まれたものであったため、平均値としては高めとなっている。件数としては200万円以下が一番多く、次が300万円以下で、その両者で3分の2を占めている。

⁷は、不貞行為を原因とする離婚についての統計であるが、岡山地裁管内の平成14年7月から平成20年3月までに言い渡された判決の統計では、慰謝料が認容された事案(棄却された5件除く)28件の平均値は、約215万円である。件数としてはやはり200万円以下が一番多く、次が300万円以下で、その両者で25件とほとんどを占めている。

⁸は、少し古い統計になるが、昭和55年から平成元年までの東京地方裁判所の対席判決の慰謝料の平均額は約190万円、財産分与が認められていない事案についての平均額は約270万円で、最も件数が多かったのは300万円以下であったという。

以上からすると、限定された統計ではあるが、概ね200万円以下、300万円以下が件数的には最も多く、全体の半数以上はこの範囲にあると思われる。次い

で100万円以下、400万円以下、500万円以下があり、500万円を越えるケースは、特別な事情があるケースに限定されている。

Q6-4 不貞行為の相手方への慰謝料請求

夫が浮気をして離婚することになりました。相手の女性にも慰謝料を請求できますか？

A6-4

相手の女性に、故意又は過失が認められる場合には、慰謝料を請求することができます。但し、夫から不貞行為に対する慰謝料が支払われた場合には、その範囲で相手の女性に対する慰謝料請求も消滅します。またその浮気の当時、婚姻関係が既に破綻していたときは請求できません。

解説

最高裁は、「夫婦の一方の配偶者と肉体関係を持った第三者は、故意又は過失がある限り、右配偶者を誘惑するなどして肉体関係を持つに至らせたかどうか、両者の関係が自然の愛情によって生じたかどうかにかかわらず、他方の配偶者の夫又は妻としての権利を侵害し、その行為は違法性を帯び、右他方の配偶者の被った精神上的苦痛を慰謝すべき義務があるべきである」としている⁹。

賠償義務は不法行為によるものであり、貞操義務に違反した配偶者と肉体関係を持った第三者による共同不法行為(民法719条)となるから、その賠償義務は両者の不真正連帯債務になると解されている。従って、その一方から支払を受けたときは、その範囲で他方への請求権も消滅する。もっとも、両者に対して請求しなければならぬ理由はなく、一方のみに請求することも可能であり、一方に対する免除が他方に対する絶対効を生じるものでもない。

他方で最高裁は、婚姻関係がその当時既に破綻していたときは、特段の事情が無い限り、不貞行為に対する不法行為責任を負わないものとしている¹⁰。判決は、婚姻関係が既に破綻しているときには、婚姻共同生活の平和の維持という権利又は法的保護に値する利益がすでに失われているからと述べているが、既に「破綻」しているという状態が如何なる状態を指すのかは必ずしも明確ではない。

学説上は、貞操義務を負う配偶者に対する慰謝料請求を徹底するべきで、そもそもその相手方に対する慰謝料請求は認めるべきではないとする立場も根強い¹¹。

- 1 離婚それ自体の慰謝料については否定的な見解も有力である。
例えば、乾昭三ほか『新民法講義5 家族法』65頁（有斐閣、1993年）。*3の162頁など。
- 2 この分類の法的性質を突き詰めると、消滅時効の起算点や遅延損害金の発生も別異に解されるべきは不であるが、判例の態度は明確ではない。長期間の継続的不貞行為の相手方に対する慰謝料請求の消滅時効に関し、最判平成6年1月20日（判例時報1530号75頁）は、訴え提起日の3年以前に知っていた不貞行為については時効により消滅すると判示したが、その後の東高判平成10年12月21日（判例タイムズ1023号242頁）は、離婚が成立したときに初めて不法行為を知り損害の発生を確実に知ったこととなるとして、離婚判決確定時を消滅時効の起算点としている。
- 3 二宮周平ほか『離婚判例ガイド』155頁（有斐閣、第2版、2005年）
- 4 小田八重子『離婚給付額の裁判基準－裁判官に対するアンケート調査の結果報告－』判例タイムズ1029号31頁（2000年）
- 5 東京家庭裁判所家事第6部『東京家庭裁判所における人事訴訟の審理の実情』107頁（判例タイムズ社、改訂版、2008年）
- 6 宇田川濱江ほか『離婚給付算定事例集－養育費・財産分与・慰謝料－』（新日本法規出版株式会社、平22）
- 7 安西二郎『不貞慰謝料請求事件に関する実務上の諸問題』判例タイムズ1278号45頁（2008年）
- 8 鈴木眞次『東京地裁離婚判決（昭和55年から平成元年まで）にみる離婚給付の額・方法と決定基準』判例タイムズ788号6頁（1992年）
- 9 最判昭和54年3月30日家裁月報31巻8号35頁
- 10 最判平成8年3月26日家裁月報48巻9号34頁
- 11 *3の173頁など